

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第3章 健康・スポーツ

第1節 主体的な健康づくりの推進

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 1人ひとりのライフステージの特性や多様化するライフスタイルに応じた健康づくりができる地域社会の実現を目指します。
- 地域の学校や自治会、家庭、職場、活動団体などの地域のコミュニティの連携による健康づくりを推進します。
- 主体的な健康づくりの重要な手段の1つであるスポーツ活動を施策内容として新たに設定し、「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」というスポーツ活動のうち、「する」に着目した施策を推進します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 「スポーツによる健康づくり」という視点を新たに位置付けたことから、スポーツ活動の「する」機会の提供と「する」場の提供の2つの施策内容に明記します。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・ 健康診査受診率 35.1% (2位)
- ・ 生活習慣病による死亡者数(10万人あたり) 420.9人 (3位)
- ・ 悩みやストレスのある者の率 51% (17位)
- ★65歳の健康寿命 男性 17.48年(H28)、女性 20.25年(H28)

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・ 市民ウォークラン等のイベントの開催
- ・ 健康促進のためのイベント開催
- ・ 気軽に利用できるスポーツ施設が少ない
- ・ 体育館やプールで運動会やレクリエーションなどのイベントの開催

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第3章 健康・スポーツ

第2節 スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 現在の総合振興計画後期基本計画における「目指す方向性」の考え方を引き継ぎ、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進し、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現を目指します。

【総合振興計画（後期基本計画）からの主な変更点】

- 国においてもスポーツを通じた地域・経済の活性化への期待が高まっていることから、民間力や地域のスポーツ資源、最新のICT技術を活用したスポーツビジネス・産業の創出・活性化という視点を新たに位置付けます。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率 49.8% (8位)
- ・体育・スポーツ施設数(10万人あたり) 22.5件 (14位)
- ★本市を「スポーツが盛んなまち」とイメージする市民の割合 27.9%

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・プロスポーツの活用と連携
- ・街の活性化に向けたイベント企画(スポーツ・祭り・若い世代の婚活イベントなど)
- ・既存のイベント(国際マラソン、ツールド)を育てる
- ・SNS等を活用した情報発信(スポーツ・グルメなど)

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第6章 福祉

第1節 誰もが長生きして暮らせる地域社会の実現

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 高齢期におけるケアを念頭に置いた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を引き続き図るとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、住民1人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進します。
- 地域づくりによる介護予防の取組を推進します。
- 市民の互助による生活支援、サービスの提供体制を強化します。
- 居住環境の整備や介護サービスの充実を図ります。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 元気で活動的な高齢者が増加していることを踏まえ、それらの方が主な対象となる施策については、第3章第1節「主体的な健康づくりの推進」に位置付けます。
- 平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会の実現」が盛り込まれたことを踏まえ、その理念を踏まえた高齢者施策を推進していくことを位置付けます。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・65歳以上人口割合 22.8% (17位)
- ・要介護等認定率 15.7% (2位)
- ・1人暮らし高齢者率 17.3% (5位)
- ・ホームヘルパー数(65歳以上人口1,000人あたり) 4.7人 (18位)

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・高齢者が活躍できる場の確保
- ・高齢者のサポートが少ない、高齢化による医療費増加
- ・高齢者の健康維持・増進対策
- ・1人暮らし高齢者が多い

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第6章 福祉

第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ノーマライゼーション条例の理念を踏まえた、現在の総合振興計画後期基本計画における観点を引き継ぎ、障害のあるなしに関わらず、誰もが権利の主体として互いを尊重し、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会を目指し、各種の施策を推進します。

【総合振興計画（後期基本計画）からの主な変更点】

- 障害者を「保護の対象」として行ってきた施策方針を転換し、「権利の主体」として捉え、障害者が主体性を発揮できる地域づくりに取り組むことを新たに明記します。
- 新たに、乳幼児期からの全てのライフステージにおいて、一貫して切れ目のない総合的な支援を受けられる環境づくりに取り組むことを明記します。また、1人ひとりのニーズにあったサービスが受けられるよう、関係機関との連携を強化しながら相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のあるなしに関わらず、誰もが共に協力し支え合いながら、生きがいをもって活動できるよう、様々な活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに取り組むことを新たに明記します。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・生活保護受給率 2.8% (5位)
- ★地域の中で、障害に対する理解が深まってきていると感じる市民の割合 42.7%
- ★精神科病院における入院後1年時点の退院率 92.2%
- ★施設入所者数の削減（基準年：平成25年） ▲6.97%

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・障害者家族、介護者に対する支援者が少ない
- ・本市独自の福祉施策
- ・危ない交差点や道路が多い（バリアフリー化）
- ・簡易介護・放課後児童クラブ施設の増設（デイサービス、時間での簡易の子供預かり所等）

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第6章 福祉

第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 市民が安全・安心に暮らせる医療体制の充実については、病診連携の強化や在宅医療の推進などの地域医療体制の充実と、救急患者を受け入れる救急医療体制の安定運営の確保を2つの柱として事業展開を進めます。
- 市内の高齢者人口の増加と、高齢者の1人暮らしや高齢夫婦のみ世帯数の増加に伴い、救急搬送件数が増加することが予測されています。限られた医療資源を有効活用するための救急医療体制の更なる充実を図ります。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 後期基本計画では、「健康・福祉」の分野における施策展開の1つでしたが、75歳以上人口の増加等により重要度が増していくと思われることから、次期総合振興計画では節として独立させ、推進することとします。
- 新たに「初期・二次救急患者を受け入れる救急医療体制の安定した運営」を施策展開として位置付けます。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・病院数(10万人あたり) 2.9件 (19位)
- ・医師数(10万人あたり) 168.6人 (20位)
- ★「かかりつけ医」を持っている市民の割合 62.4%
- ・医療施設から500m圏内(高齢者徒歩圏)に住宅が存在する割合 73.5%

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・大きな病院、耳鼻科、眼科、産婦人科、小児科が少ない
- ・個人病院の協力
- ・人口に対しての医療体制

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第7章 子ども・子育て

第1節 子ども・子育てを支える都市の実現

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 妊婦や子どもの養育者が、自分に合った（必要な）サービスを必要な時期に活用できるよう、引き続き支援の充実と周知・啓発に取り組みます。
- 教育・保育施設を充実するとともに、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりや関係機関との連携等、引き続き充実した情報の提供と相談体制の強化を図ります。
- 乳幼児期から青年期までを通して、次代を担う子ども・青少年が健やかに成長するための環境づくりを継続して推進します。

【総合振興計画（後期基本計画）からの主な変更点】

- 保育サービスの充実について、様々なニーズに応えることが重要であるため、保育所の整備以外にも多様な保育の受け皿の充実に取り組むとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組むことを明記します。
- 子ども・青少年の豊かな人間性と社会性を育むため、学習、スポーツ、文化活動、地域活動等の体験機会の充実及び世代間交流等の充実に関する記述を追加します。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20 政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・出生率（1,000 人あたり） 83 人 （7 位）
- ・認可保育所定員数（10 万人あたり） 1,241 人 （8 位）
- ・放課後児童クラブの受入児童数 9,633 人 （9 位）
- ★子育てしやすいまちだと感じる市民の割合 72.3%

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・保育所の増設（大型マンションに保育園を併設、企業内保育の活用）
- ・人口増に対する子育て支援
- ・子育て世代への支援、子どもが外で遊べる様にしてほしい
- ・子供たちの遊び場の整備

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第11章 経済・産業 第3節 都市農業の振興

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 本市の農業は、農業就業人口の減少や高齢化、農地の減少等が進んでいる状況にあるため、地域で農業を守り支えていくとともに、地産地消の拡大に向けた総合的な取組を進めます。
- 意欲ある担い手の確保・育成など農業経営安定化支援をするとともに、新鮮さや安全性に優れた農産物の生産とそのブランド化を進めます。
- 優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、生産基盤の整備及び農業者への営農のための保全活動支援を推進するなど、持続可能な農業を確立します

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 後期基本計画においては、「活力ある地域産業を育てる環境の整備」の施策展開の1つとして「都市農業の振興」を位置付けていましたが、大消費地に立地する本市の特長を活かし、更なる都市農業の振興を図るため、新たに単独の節として「都市農業の振興」を設置します。
- 農地の有効活用においては、営農環境の向上とともに、地域活動としての維持管理も重要であることから、新たに保全活動支援の推進を明記します。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・総農家数 3,728戸 (8位)
- ・経営耕地面積 2,646ha (8位)
- ★市内産農産物を買いたいと思う市民の割合 81.5%

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・就農の推進(自然が多い中への移住、体験プログラム)
- ・ヨーロッパ野菜の存在を市民が知らない
- ・農家数が減少
- ・本市の農産物のPR